

令和4年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和4年3月1日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
13番 林 修 三

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

財 政 課 長 和 田 暢 祥
国 保 年 金 課 長 石 井 健 一
水 道 課 長 古 西 弘 一

・連絡員

総務部参事(事)総務課長 片岡和久
秘書広報課長 田中和彦
子育て支援課長 春日葉子
農政課長 相川幸法
道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 関 貴美代

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志
副 主 幹 須賀澤 勲
主 査 渋谷 佳 子
主 査 嘉瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

令和4年3月1日(火)午前10時開議

日程第1 議案第6号訂正の件

日程第2 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明、質疑

委員会付託省略、討論、採決

日程第3 議案第2号

質疑、委員会付託

日程第4 議案第3号から議案第11号

議案第13号から議案第18号及び議案第20号

質疑、委員会付託

日程第5 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、本日の欠席の届出が林修三議員、小向繁展議員よりありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

次に、監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の文章による代表質問への回答書、並びに、やちまた21、加藤弘議員、改革クラブ、新見準議員、誠和会、林修三議員、及び日本共産党、京増藤江議員の文章による個人質問への回答書を配付しておきました。この定例会に通告された一般質問は全て終了いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第6号訂正の件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号訂正の件をお手元に配付のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第6号訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第2、発議案の上程を行います。

発議案第1号を議題といたします。発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○加藤 弘君

おはようございます。発議案第1号について、説明させていただきます。

八街市幹部交番の警察署への昇格を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年3月1日提出。八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、加藤弘、賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員、同じく角麻子議員、同じく桜田秀雄議員、同じく小高良則議員、同じく丸山わき子議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

八街市幹部交番の警察署への昇格を求める意見書（案）。

本市の令和2年度の犯罪認知件数は369件で、前年比マイナス47件、率にして約11パーセント減少しています。また、交通事故発生件数は158件で、前年比マイナス63件、

率にして約28パーセント減少しております。これは、警察において治安強化に努めていただいたものと考えており、感謝を申し上げます。

しかし、人口1万人当たりの犯罪発生件数は56件で、警察署が設置されていない市では常に県内上位となっており、市内に警察署が設置されていることが、犯罪抑止の観点からも有効であると考えます。

また、令和3年6月には、飲酒運転のトラックによる小学生5人を巻き込んだ痛ましい死傷事故が発生しており、飲酒運転等の交通取締り及び交通規制を強化し、交通安全対策を推進する必要性が高まっています。

このようなことから、市民生活の安全安心を高めるために、さらなる警察力の強化が求められています。

ついては、八街幹部交番の警察署への昇格を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月。八街市議会議員、鈴木広美。

千葉県知事、千葉県警察本部長宛てでございます。

以上で、発議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

すみません。1か所、訂正させていただきます。人口1万人当たりの犯罪発生件数を、私は56と読んだと思いますが、55件に訂正させていただきます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。これから質疑を行います。

発議案第1号に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、これから討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。発議案第1号、八街市幹部交番の警察署への昇格を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、関係する議員の退場を求めます。林政男副議長、山口孝弘議員、林修三議員、山田雅士議員、小川喜敬議員。

しばらくお待ちください。

(関係議員 退場)

○議長（鈴木広美君）

それでは、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

それでは、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質問いたします。

付議案4ページ、そして説明資料7ページでございます。

条例の改正後、本市における報酬の額は、近隣市町村と比較した場合どの程度となるのか、伺います。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回改正いたします場合の年額ということで比較させていただきますが、近隣で申し上げますと、佐倉市以外は全て4月1日から同額に改正する予定と聞いております。佐倉市は現状、改正なしということで、500円少ない3万6千円を現状として、そのままの予定と聞いております。

○京増藤江君

大体近隣と同じようになるということで。八街市の場合はいろいろな手当などが低いということで、私もこの増額は本当にいいなと思うんですけども、7ページに資料がありまして、報酬額の増額が詳しく書いてありますけれども、今、全国的に消防団員が減少しております。今回の改定による団員確保の見通しはどうか、伺いたいと思います。

○総務部長（會嶋禎人君）

ここで報酬額を上げたからといって、すぐ団員が増えるということには直結しないまでも、やはり少しの影響というか、担当からいたしますと、これをきっかけに、少しでも確保が進

んでいただければと考えております。

○京増藤江君

本当に直結するというのはなかなか難しいと思いますけれども、1つのきっかけにはなるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2番目に、労働条件、生活様式の変化等の要因もあって、消防団の確保は本当に困難になっております。いろいろ研究はされていると思うんですけれども、消防団員が増えている地域はあるのか、あるとしたら、その要因は何か、お伺いします。

○総務部長（會嶋禎人君）

まず、都道府県で調査したところ、全国で増加しているのは東京都、福井県、岐阜県の3都府県のみでございます。そのうち、岐阜県でございますが、これは県の取組ということで、雇用貢献企業に報奨金を出すですとか、あとは団員カードというのを配付しまして、そのカードを使うと登録している店舗で多少優待されるとか、そういった制度がありまして、それが直結しているかどうかは別にしましても、結果として増えているということでございます。

それから、県内で申し上げますと、県内で令和3年4月1日現在の前年比のデータですと、県内で増えているのは成田市のみでございます。これは機能別団員を導入しまして、その方を加算した結果というふう聞いておりますので、単純に消防団員が増えたというよりも、ちょっと制度を変えて増えたという結果でございます。そのほかの市町村におきましては現状維持か減数という結果が出ております。

○京増藤江君

全国的に大変厳しい状況であるということは今の答弁で分かります。先ほどの岐阜県では団員になっていることで多少のメリットがあるというのが分かりましたけれども、やはり何らかのそういうメリットというのが私は必要ではないかと思えます。

地域住民の命や財産の保護に本当に重要な役目を果たすということで、消防庁もやはり様々、考えていると思うんですけれども、訓練に耐えることができる体力と、ある程度の若さが必要な消防団員の方たちというのは、やはり年代的にも大変忙しいと思えます。消防について、ボランティア的な内容で団員確保できるのかということが、全国的にも表れているのではないかと思います。

今回の処遇改善を機会にして、根本的解決に向けて議論を進めるよう、国に求めていく必要があると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

消防団という一くくりにしてしまえば、そういった考えも当然、国全体ということで考えれば、そういったことも必要かとは思えます。

もっと近い現場で申し上げますと、やはり市でも分団長会議とか、今回はちょっと回数が減ってはいますが、そういった会議では現場の声というのを団長の方に吸い上げてきていただいております。その声も聞きつつ、業務事体は変えないまでも、どういったことを変えたら、もしかすると増えるかもしれないというような考えをお持ちの方々もいらっしゃるよう

に、会議上では見受けられますので、そういった意見をまず吸い上げまして、その後に県なり、国なりに、こういった制度を導入することについて、もしかすると財政面がもし伴うのであれば、それを含めた要求ですとか、要望ですとか、意見ですとか、そういったことを必要であれば考えてまいりたいと思います。

○京増藤江君

現場の声を聞くということは何事についても本当に必要なことで、それは大変いいことだと思います。ぜひ本当にこれから災害が増える、大きな災害が増えるということが予想されておりますので、そのときに市民の命、財産を守ることができる消防団をつくるように、ぜひ期待し、また強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の議案第2号の質疑を終了いたします。

これで、議案第2号に対する通告による質疑は全て終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第2号を、配付してあります議員付託表のとおり、常任委員会に付託いたします。議員付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

それでは、関係する議員の入場を許可します。林政男副議長、山口孝弘議員、山田雅士議員、小川喜敬議員。

（関係議員 入場）

○議長（鈴木広美君）

それでは、日程第4、議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び議案第20号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

京増藤江議員の発言時間につきましては、日程第2の残時間を引継ぎといたします。

それでは、最初に京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算について。

最初に、5款1項3目中、農業後継者対策事業費についてです。

（1）農業次世代人材投資事業補助金について、伺います。

予算書32ページです。

当初予算の約3分の1の減額予算になっております。令和3年度の対象者の状況について、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当初予算におきましては、令和3年度の農業次世代人材投資事業の対象者が前年度から継続して交付を行っている方19人、そのうち夫婦方が5組、新規分1名を見込んでおりましたが、令和3年度新規の採択者はありませんでした。新規の採択者分の半期分を見込んでおりましたので、75万円の減。令和2年度の評価で適切な経営を行っていないことが判明したため交付を中止した方が1名で、150万円の減。市外へ転出により、夫婦方1組分の225万円の減。令和2年度採択者3名が前年度に150万円の交付を受けたため、それぞれ75万円で225万円の減。合計675万円の減額となっております。

今年度の交付見込人数といたしましては、前年度からの継続者の16名、そのうち夫婦方が4組となっております。

○京増藤江君

リタイアで中止というのが1名あったということで、本当にこれは残念なことですが、そういう場合もぜひ、辞めるなら辞めるで、その方がいい方向になるようにということでは、今後もお願いしておきたいと思います。

この制度については令和4年度に事業内容が見直される予定であると、12月議会で答弁がありました。令和4年度予算では3年度の57.1パーセントと、激減しております。この制度は後継者育成に対してどのような役割を果たしているのか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

令和4年度の予算に関しましては、国の方針が決定していなかったため、当初予算には計上しておりません。今後、国からの事業実施要綱等が通知された後に、要望調査の実施及び予算確保に努めてまいります。

また、この制度は青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、次世代を担う農業者となることを目的とする50歳未満の新規就農者等に対し、機械や設備の導入に係る費用を交付することにより、早期の自立と経営発展への支援となるものと考えております。

○京増藤江君

この制度は新規就農者にとっては、私もとてもいい制度だと思うんですけども、国は本当に、せっかくいい制度を始めたものの、軌道に乗るかなと思ったら、制度を変えてしまう。農業を本当に発展させていくという点では、八街市にとっても本当に困るような、そういう転換なのかなと思います。ましてや令和4年度の国の政策がどうなるか分からないから当初予算に組み込むことができない、これでは本当に農業を発展させる強い意志があるのかということ、私は疑問に思うところがございます。国の方針が決まったならば、市の方も組み込んでいくということですので、ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、農業後継者育成支援給付金についてです。

72万円の減額予算ですけれども、先ほどちょっと状況の説明があったんですけれども、もう一回ちょっと説明、答弁をお願いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

令和3年度につきましては、新規対象者6名を含む14名の方に交付を行うこととなっております。

○京増藤江君

新規が6名ということで、これは希望が持てるなと思うんですけれども、親元で就農する方の中で、中止する、もう農業をやめるといった、そういうことが今までどの程度あったのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

この制度につきましては、今まで50名の方に給付を行って、支援しております。今まで、その中で農業の方を途中で断念されたというお話は何っておりません。

○京増藤江君

やはり親元で農業をするということは、農業をする方にとっても本当に安心感があるんだろうなと思います。大変厳しい仕事ですから、この制度をぜひ今後とも、拡充が必要であれば拡充していただきたいと思います。

次に、担い手確保・経営強化支援事業補助金についてです。

1千367万5千円の予算なんですけれども、これは何年分なのか。また、この制度と農業次世代人材投資事業補助金制度の関わりはどうか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この事業は担い手の育成や確保の取組と、農地の集積や集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域におきまして、農産物の輸出や将来の輸出に向けた低コスト化、品目転換や拡大など、意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入を支援するものでございます。今回この事業には11名の方からの要望を頂いております。

なお、農業次世代人材投資事業とは、この事業は別の補助事業となります。

○京増藤江君

分かりました。

次に、7款2項3目、道路新設改良費中。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、②はよろしいですか。

○京増藤江君

そうですね。ごめんなさい。ありました。

より多くの希望者が利用できることが必要だと思うんですけれども、希望者全員が受けられ

る制度となっているのか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この事業は、農作物の輸出に向けた取組などに意欲的に取り組む農業経営の発展を図ろうとする担い手や、農地の集積、集約化に取り組む地域に対して支援するものであります。助成対象者に対して一定の交付要件が定められておりますが、国、県からの要望調査があれば、農業経営者から希望を取りまして、積極的に補助金要望をしまいたいと考えております。

○京増藤江君

次に、35ページ、7款2項3目、道路新設改良費中、工事請負費について、伺います。

工事の詳細についての説明をお願いします。

○建設部長（市川明男君）

今回、補正予算に計上させていただきました工事の詳細でございますが、通学路の緊急一斉点検によります150か所の危険箇所のうち、24か所に対しまして外側線の設置や路肩のカラー塗装などの対策工事を行うための予算でございます。また、このほか、道路の改良といたしまして、市内の1級、2級路線を中心に、10路線を改良する予定でございます。

○京増藤江君

15件の改良と。

○建設部長（市川明男君）

工事改良につきましては、舗装の打ち換え等でございますが10路線、それから通学路の一斉点検によります危険箇所の改良につきましては24か所という形になります。

○京増藤江君

一斉点検の150か所の改良が本当は必要なんですけれども、そのうちの15か所と24か所と。24か所が危険箇所の改良と、そしてまた、ほかに15か所ということなんです。

○議長（鈴木広美君）

10か所になります。

○京増藤江君

すみません。10か所ということで。

150か所の危険箇所の改善には本当に程遠いと思いますけれども、まず150か所の危険箇所の改善については、歩道などの改良もできる道路があるのかどうか、その点について、改良の状況はどうか、伺います。

○建設部長（市川明男君）

今回、補正予算に計上させていただいたものにつきましては全額が次年度へ繰越しという形になりますが、次年度、令和4年度までで完了する予定なのが合計で68か所という形になります。このほかに長期、先ほど言った歩道の整備等でございますが、こちらにつきましては、この後、14か所、まだ残っていますので、まずは来年度までにつきましては緊急で対策が短期的にできるものを中心に優先いたしまして、その後、計画的にこちらにつきましては

も調査研究していきたいと考えております。

○京増藤江君

本当に市民の皆さんは、とにかく道路の安全というのを早くやってほしいと、どうなっているのかというのは常に問われる問題ですので、ぜひ安全対策はしっかりとやれるような対応を続けていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第3号、4号、6号について、質疑させていただきたいと思います。

まず、議案第3号でございます。これは、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回、国保税の減免がなされるわけなんですけれども、減免の適用について、お伺いするわけなんですけれども、減免の対象者、2割、5割、7割が現在適用されているわけですね。また、適用されていない方々、この方々についてはどのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○国保年金課長（石井健一君）

八街市国民健康保険税条例第22条第1項に規定する国民健康保険税の減額措置が適用される未就学児につきましては、減額していた額の10分の5の額を軽減いたします。本市の未就学児の均等割保険税額は医療分、後期高齢者支援金分を合わせて3万3千円でございます。

1例を申し上げますと、7割軽減が適用されている未就学児の均等割保険税額は、均等割保険税条例第22条第1項の規定により、初めに2万3千100円を減額し、次に残りの9千900円について、本条例により、その10分の5の額、4千950円を減額します。よって、7割軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割保険税は合計8.5割の減額措置が適用され、均等割保険税額が4千950円となります。

○丸山わき子君

2割、5割、7割の減額措置をされる方々が約5割近くいるわけですね。国保加入世帯の5割を超しているわけですね、53パーセントぐらいだったかな、軽減世帯となっているわけなんですけれども、国の今回の措置で約半分、そして2割、5割、7割が上乘せされるということなんですけれども。

お伺いしたいのは、多子世帯の国保税の滞納状況の点はどうなんでしょうか。

○国保年金課長（石井健一君）

昨年10月に抽出しました資料でお答えしますと、18歳までの子どものいる国保世帯は1千500世帯で、全国保世帯数1万2千140世帯の8.3パーセントになります。

そのうち、世帯の子どもの人数割合は、子どもが1人の世帯が542世帯で全体の53.9

パーセント、2人の世帯が313世帯で31.1パーセント、3人の世帯が110世帯で11パーセント、4人の世帯が31世帯で3.1パーセント、5人の世帯が4世帯で0.4パーセント、6人の世帯が2世帯で0.2パーセント、7人の世帯が最高でありまして、2世帯で0.2パーセントとなります。

本データ抽出時において、令和3年度現年分保険税を全く納付していない18歳までの子どもがいる世帯は227世帯で、22.6パーセントの世帯が未納という状況になっております。また、世帯人数別未納状況を見ますと、5人以上の世帯の滞納率が高いという結果になっております。

○丸山わき子君

今回、国の方は半分、就学前の子どもたちに対して減額すると言っているわけなんですけれども、子どもの均等割というのは多子世帯にとっては大変な負担になっているということが、この数字からも分かるかと、今の課長答弁からも分かるわけなんです。

国が就学前の子どもたちを減額するということを言っているわけなんですけれども、小学校に上がって、お金がかかるようになった途端に均等割がはね上がるというような状況になるわけで、やはり国がやろうとしている未就学児のみの減額では、子どもの貧困対策にも、子育て支援対策にもつながらないということが分かる状況だと思います。

2番目の減免の拡充についてなんですけれども、八街市の合計特殊出生率、令和3年3月に企画政策課が出した「統計から見た八街市」では、人口維持に必要と言われている2.07を大きく下回っているわけですね。令和元年度の八街市は1.07ということで、全国平均の1.42、千葉県は1.34から見ても、大幅に下回っていると。今、八街市は、そういう意味では少子化対策にもっと力を入れていくべきではないかというふうに思うわけです。

その点で、国保税の子どもの均等割をなくして、子育てしやすいまちにすることが必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、市長にお伺いいたします。そういった点で、少子化対策として、未就学の子どもたちだけの減額ではなくて、国保に加入する世帯の子どもたちの均等割をなくしていく、こういった点での検討をすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は全国市長会で、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度の施行にあたりましては、子育て世代の軽減を図るために必要な財源を確保した上で、対象年齢や軽減割合を拡大するような制度の充実について、国に再三要望しておりまして、私どもも含めて、千葉県市長会でも、全国市長会でも、こうした子どもの、子育て世代の軽減を図るための要望は再三しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

確かに国に要望しているということのようなんですけれども、新しく転入される方には、子育てしやすいまちはどこか、これが大きな判断になっているわけですね。八街に住んでいる方が、県内の子育てしやすいまちを探して転出してしまったということで、私は大変ショックを受

けたわけなんですけれども。子育てをするなら八街市でと呼びかけられるような、そういう子育て環境を整えていくことが必要ではないか。今回の国の未就学児の均等割を半分にという対応に対して、もっとプラスした対応をしっかりと、少子化対策にきちんと、くさびを打っていく、そういう取組をぜひ求めたいというふうに思います。

次に、議案第4号、八街市児童クラブの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

管理運営についてですが、開始について、いつから開設となり、利用できるのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長（春日葉子君）

お答えします。

今回の条例改正は、児童クラブに通所する児童の通所間での安心安全を図るため、学校の外に設置している児童クラブを学校内に移設するものでございます。

開所の時期につきましては、現在、郵便局近くで運営している八街児童クラブに通所している実住児童クラブの児童は4月1日から、同じく八街児童クラブに通所している八街東小学校の児童は6月1日から、学校内へ移設し、開所予定です。

また、八街北児童クラブも6月1日から八街北小学校に移設し、2教室を利用して開設する予定でございます。

○丸山わき子君

第3八街東児童クラブ、それから第1、第2八街北児童クラブは6月1日からだということのようなんですけれども、子どもの安全のために余裕教室を活用するなら、一番新しい新学期、4月1日から安全に利用できるように、子どもに合わせて開所すべきであるというふうに思うわけなんですけど、なぜ6月1日になるのか、その辺について、再度答弁いただきたいと思っております。

○子育て支援課長（春日葉子君）

まず、八街東児童クラブと八街北児童クラブの開設が6月からという理由につきましては、セキュリティ工事であったり、電気工事などを行う予定でございますので、2か月間、準備期間として必要なために6月1日からいたしました。

ただ、八街東児童クラブにつきましては、やはり一日でも早く子どもの安全を図るために、6月1日からではあるんですが、暫定的に、今、八街第一幼稚園で児童クラブを運営しておりますので、4月から2教室を借りられることになりましたので、児童には、6月の工事が終わるまでは、そちらの方に通っていただくこととなります。

○丸山わき子君

一定の配慮はされているということで答弁されているわけなんですけど、あくまでも子ども主体に取り組むべきで、役所の都合という言い方は失礼ですけども、きちんと子どもたちが安全に過ごせる、そういう施設造りをするためには、八街北児童クラブにつきましても、団地内を歩いて児童クラブへ現在通っていますけれども、4月1日から開設できるような努力

をしなければならないというふうに思います。ぜひそういう点で、あくまでも子ども主体に運営されていくことを求めてまいりたいと思います。

次に、定員増による保育士の増員についてなんですけれども、八街北児童クラブが45人から30人、30人ということで、2クラスになるわけなんですけれども、職員の増員についてはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長（春日葉子君）

お答えいたします。

今のところ、定員増による支援員の増員は予定しておりませんが、国で定めております基準では支援員をクラスごとに2人以上配置することになっておりまして、八街北児童クラブは支援員等の基準は満たしております。

また、不測の事態で支援員が欠ける場合にも、委託先の社会福祉協議会において、代替の支援員を配置できるよう、体制を整えております。

さらに現在、支援員の募集も実施しておりまして、余裕をもった支援員の配置を目指してやっております。

○丸山わき子君

新年度、2クラスになっても、支援員はきちんと配置されるということによろしいわけですね。よろしくお伺いいたします。

それから、児童クラブの跡地利用について、お伺いしたいというふうに思います。

ぜひとも子どものための施設として利用していただきたいということを申し上げたいんですが、郵便局近隣の第2八街児童クラブと、それから泉台団地に隣接する八街北児童クラブの跡地、これについては何か検討されているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（春日葉子君）

お答えいたします。

跡地利用に関してですが、市役所の各課に照会いたしましたところ、八街児童クラブの跡地につきましても、1つの課から使用に向けて前向きに検討したいという回答を頂いておりますので、今後協議したいと考えております。八街北児童クラブの跡地につきましても、借地でございますので、今のところ、まだ検討中でございます。

○丸山わき子君

昨年、児童館が完成して、大変子どもたちが喜んでいる。もちろん、お父さん、お母さん方も、よかったということで喜んでいただいているところなんですけど、今の八街児童館というのは小学生向けの対応になっているわけですね。中学生、高校生はちょっと足が遠のくような状況になっています。しかし、八街中央公園には中学生、あるいは高校生がいるというようなことで、こういった気にかかる子どもたちもいるわけですね。

そういう点では、中学生、高校生が利用できる施設、そういったものが今必要ではないかと感じるわけです。やはり中学生、高校生の居場所づくりというものの必要じゃないか。ですから、跡地利用もぜひご検討いただきたいなど。中学生、高校生が利用できるような施設をご

検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○子育て支援課長（春日葉子君）

児童クラブの跡地に中学生の居場所をつくるということについて、今のところは予定はないんですけども、丸山議員のおっしゃるとおり、各地の子どもに関係する団体や行政機関などで、放課後の居場所づくりに取り組んでいるところがあるというのは認識しております。

先ほどのお話にもありましたように、昨年4月にオープンした児童館は18歳までの子どもが利用できます。オープンから、中高生は250人ほど、今現在、利用しております。低年齢の児童に比べて、利用数は決して多くはないんですけども、中高生が気軽に集って、安心して過ごせるスペースを開放しております。中高生の居場所づくりを考える上で、まずは児童館の利用を充実させたいと考えております。今後も、中高生がコミュニケーション能力を学ぶ場だったり、日常の学校生活では知り合えない人たちと触れ合ったり、刺激を受けるような居場所となるように、指定管理者と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

確かにそういう受入れもしているんですけども、入れないでいる中高生もいるということで、やはり居場所づくりはそういった点でも、もっともっと検討していかなければならないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ跡地を子どもたちのために活用するという方向もご検討いただきたい、このことを申し上げておきます。

次に。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、しばらくお待ちください。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に続き、会議を開きます。

皆さんにご報告を申し上げます。丸山わき子議員の質疑時間なんですが、事務局等の手違いにより、5分、カウントをするのが遅れておりましたので、5分カットさせていただきました。27分だったのが22分となりますので、よろしく願いいたします。大変申し訳ありません。

それでは引き続き、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算について、お伺いするものであります。

27ページ、これも児童クラブに関してでございます。

児童クラブ管理運営業務210万円とあるわけですが、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長（春日葉子君）

お答えいたします。

児童クラブ管理運営業務ですが、新型コロナウイルス感染症に対し、衛生用品等の対策費を各児童クラブに補助するものでございます。詳細としましては、当初1施設当たり25万円で予定していたものを40万円に増額するもので、差額分の210万円を計上するものです。

○丸山わき子君

分かりました。コロナ対策用のものだというので了解いたしました。

次に、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金358万2千円とあるわけですが、この中には児童クラブ支援員の賃金アップ分も入っているのではないかというふうに理解いたしますけれども、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長（春日葉子君）

お答えいたします。

国の施策である放課後児童支援等処遇改善臨時特例事業と申しまして、児童クラブ支援員等を対象に、収入の3パーセント程度、月額にして約9千円程度、引き上げるものでございます。現在、児童クラブ支援員は57人おりまして、支援員によって時給及び勤務時間数などが違いますけれども、引上げについては事業所において、職員の経験年数等に応じた配分など、柔軟な運用が可能とされておりまして、平均しますと1人当たり月額で約7千900円の引上げとなります。

○丸山わき子君

国の方では9千円アップということを行っているんですけども、なぜこのような差額になってくるのか、お伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（春日葉子君）

重複してしまいますけれども、やはり職員の経験年数や時間数、そういうものに応じた配分ということになっておりまして、あらかじめ国の方から計算書が送られてきておりますので、それに対応した形で、この金額を計上させていただいております。

○丸山わき子君

保育園の保育士もそうなんですけれども、一般の給与とはかなり差がある。特に、児童クラブ支援員に関して、差があるのではないかという点では、今回の国の平均9千円をという取組の中で、国の計算書があるから、こうなっちゃったんだということのようなんですけれども、できれば9千円というのは保障していくべきじゃないかというふうに思います。

2月から9月までは国が10割負担しますということを行っているわけなんです。そういう意味では、9千円というのは保証できるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、その辺はできないんでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

これは②9月以降の対応でよろしいですか。

○丸山わき子君

はい。

○子育て支援課長（春日葉子君）

この事業の根本的な目的としまして、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としておりますので、10月以降についても子ども・子育て支援交付金が交付されることになっておりますので、継続していく予定になります。

○丸山わき子君

国の方は9月までは10割負担だと言っているんですが、9月以降は何割負担で継続するということを言っているんですか。

○子育て支援課長（春日葉子君）

10月以降は子ども・子育て支援金、国、県、市で各3分の1ずつの補助となります。

○丸山わき子君

国の方は、ぼんと投げ出してしまうような形なんですけれども、ぜひこれは市長に、引き続き10割負担するようという要求は出していきたいと思えますし、支援員の賃金アップに引き続き取り組んでいただきたい。このことを申し上げておきたいと思えます。

次に、35ページの市道等周辺森林整備業務について、577万1千円の減になっているわけなんですけれども、業務委託契約と事業終了はいつだったのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

本年度の森林整備業務委託でございますが、市道216号線沿い、八街南中学校付近の森林、約7千平方メートルを整備しているところでございます。

契約でございますが、昨年12月16日に契約を締結いたしまして、工期につきましては3月15日までとなっております、業務の方は順調に進んでいるところという形で考えております。

○丸山わき子君

これにつきましては、当初予算が1千554万円という大きな予算だったんですけれども、大幅な577万1千円の減額になっております。契約上こうなったというのは認めるわけなんですけれども、契約がもっと早ければ、余らせることなく活用した取組ができたんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、その辺についてはいかがだったんでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

こちらの事業でございますが、東京電力、八街市、それから地権者の同意、3者の中で事業を進めております。地権者との合意形成がなかなか進まなかったことから、大変申し訳ありませんが、本年度につきましては事業が若干遅れる形になりまして、年度末までの事業となってしまいました。

○丸山わき子君

地権者ということになりますと、なかなか難しいかと思いますが、しかしながら予算に計上する以上は、ある程度の見通しがついて、こういう計画が出てくるわけだと思えますので、

その辺についてはもう少し早めの対応、それからこうやって予算を残さないように、次の取組ができるような、そういった実践をしていただきたいなど。あの台風のときには大変な思いをしたわけで、森林整備というのは、本当に八街市にとっては大きな課題であるというふうに思います。

そういった点では、計画的な取組が次々とされていくのではないかというふうに思いますけれども、2番目、今後の整備計画について、どのようにお考えなのでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

今後の整備計画でございますが、現在、市の方の草案としてありますのは、今回行った市道216号線、今回は南側の方の山林だったんですが、北側の山林の部分がまだ残っておりますので、こちらや、市道111号線の岡田地区の方を整備していきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

次は北側、それから岡田地区ということのようなんですけれども、それで済むわけではないと思うんです。長期計画の中で、どういうふうに進めるのか。その辺については、どのような計画があるのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

こちらにつきましては、事業開始の前段階の中で幾つか候補地を決めて、協議を進めているところでございますが、先ほど申しましたように地権者の同意、また東京電力には重要インフラを守るということもありますので、東京電力との調整も必要となっております。その関係で、少しずつでございますが、協議の方を進めていながら、今後につきましては、先ほど申し上げました市道216号線や市道111号線の方を進めていきたいと考えております。

○丸山わき子君

やはりネックになるのは地権者の了承であるとか地権者の協力ということなので、計画を早めに立てて、早めに地権者の方々ときちんと協議し、予算をつけたらすぐにできるという、そういった長期的な取組も必要ではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、伐採後の処置についてなんですけれども、現在はどのような方法が取られているのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

伐採後の対応でございますが、これは県の補助事業でございますが、伐採後につきましては植林まで行うこととなっております。その後につきましては、森林所有者の方が適正な維持管理に努めることという形で協定の方を結んでいるところでございます。

○丸山わき子君

あくまでも整備したら必ず植栽するというのが条件になっているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

植栽までが、必ず条件となっております。また、概ね10年間につきましては、そのまま森林として管理していただくという形での協定となっております。

○丸山わき子君

今大変問題になっているCO₂削減の問題でも、一定の森林の確保というのは必要だろうと思いますので、そういう点では、ぜひなくすことのないように、取組を進めていただきたいというふうに思います。

次にお伺いいたしますのは、先ほど、35ページにつきましては京増議員から質問がございましたので、これは取り下げさせていただきます。

次に、都市計画の総務費について、お伺いしたいというふうに思います。

この中で、宅地耐震化推進事業費について、36ページ、880万円が計上されております。第二次スクリーニング計画作成業務ということなんですけれども、計画の内容、また対象地域はどこなのかという点でお伺いするわけなんですけれども。

国土交通省が第一次スクリーニングで抽出した大規模盛土造成地について、現地確認を行って、第二次スクリーニングに着手するとしているわけなんですけれども、第一次スクリーニングはいつ行われたのか、また対象地域はどこなのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

こちらでございますが、令和元年度に国土交通省が実施いたしました大規模盛土造成地の第一次スクリーニング調査結果に基づきまして、本市では24か所が大規模盛土造成地として抽出されております。その結果につきましては、大規模盛土造成地マップという形で、市のホームページで公表しているところでございます。

今回の第二次スクリーニング計画では、抽出されました24か所につきまして、現地調査などを実施し、造成地ごとの危険度や優先度を判定するものでありまして、第二次スクリーニングに向けた計画を策定しようとするものでございます。

○丸山わき子君

第一次スクリーニングは県の方で実施したということなんですけれども、市内全域の調査で、きちんと網羅されたものになっているのかどうか、その点についてはどのように検討されたのでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

こちらの方でございますが、現在対象となる造成地でございますが、24か所のうち、住野区、榎戸区、文違区、泉台区などの方に所在しているところでございます。

また、第一次スクリーニングにつきましては、あくまでも以前の状況、航空写真を使って、昔と比べて現在がどうなっているのかというような調査という形になっておりまして、それらを見た結果の中で24か所が抽出されましたので、恐らくこれで大丈夫だろうという形で、現段階においては認識しております。

○丸山わき子君

航空写真での調査だったということのようなんですけれども、八街市には大規模だけではな

くて、小規模造成地で崩落の危険を抱えている地域はあるわけです。大規模だけが対象にされていて、小規模はいいのかという点では、市民に対して安全を確保していくという点では問題ではないかというふうに思います。今後、そういった地域への対策、対応も検討すべきではないかというふうに、一言申し添えておきたいと思います。

それから、年度末での880万円という予算計上がなぜここでされたのか、なぜ当初のうちにこういった事業計画がされなかったのか、その辺について、最後にお伺いしておきます。

○建設部長（市川明男君）

国におきまして、市町村が実施する大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画策定を強く推進するために、令和3年度補正予算の方が可決されまして、本市におきましても、この補助金を活用いたしまして事業を実施しようとするものでございます。当初、市では令和4年度に申請する予定で進めていたんですが、令和4年度予算の方は難しいかもしれない、できるだけ補正予算を活用して事業を進めてほしいと県の方からの連絡をいただきましたので、先駆けて、補正予算の形で計上させていただいたものでございます。

○丸山わき子君

国絡みであるということがよく分かりました。

以上をもちまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び議案第20号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの各常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第5、休会の件を議題といたします。

明日3月2日から3月16日までの15日間を各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。3月2日から3月16日までの15日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

3月17日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。
議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。ご苦労さまでした。

(延会 午前11時23分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第6号訂正の件

2. 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明、質疑

委員会付託省略、討論、採決

3. 議案第2号

質疑、委員会付託

4. 議案第3号から議案第11号、

議案第13号から議案第18号及び議案第20号

質疑、委員会付託

5. 休会の件

.....
発議案第1号 八街市幹部交番の警察署への昇格を求める意見書の提出について